実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)		作成年月日	直近の更新年月日
小浜市	口名田地区	谷田部	平成26年3月	令和3年3月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	39	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	20	ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	15	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5	ha
(備考)		

2 対象地区の課題

(1) 現状・課題

- ・本地域は、小浜市南部に位置し二級河川南川沿いに農地が形成された地域である。
- ・兼業農家が営農の中心となっている集落であるが、農業従事者の高齢化や後継者不足、農業機械の更新を契機とした 農業離れにより、担い手不足が深刻な状況となっている。また、若年層の農業に対する意識低下が顕著に見られること から、担い手の確保・育成が喫緊の課題である。
- ・平野部(南川沿い)の農地は、平成11年度に土地改良事業が完了し、1ha規模の大区画ほ場が整備されたことにより、 担い手への農地集積・集約化が進展している。一方、山際や集落付近の農地は基盤整備がされておらず、狭小で耕作し づらい農地であることから、担い手が耕作を敬遠し游休農地の発生割合が高くなっている。
- づらい農地であることから、担い手が耕作を敬遠し遊休農地の発生割合が高くなっている。 ・山際の農地では、野生鳥獣による農作物被害が多く、その対策に相当の労力を奪われるとともに、獣害により耕作者 のやる気が削がれ、離農や遊休農地発生の原因となっている。
- 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
 - ・認定農業者2名を含む担い手4名を中心経営体として位置づけ、集落の農地を集積・集約化していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- (1) 農地の利用調整と農地等の地域資源管理の最適化
- ・多面的機能支払交付金の活動組織について、活動組織の体制や活動内容等に検討を加え、地域ぐるみで農地の利用調整や農地の保全等に取り組む体制を構築し、中心経営体と地域住民の連携による持続的な農業の発展に取り組む。
- (2)農地中間管理事業の活用
- ・地域の関係機関が連携して農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を行うとともに、山際や集落付近の農地の有効活用について集落内で検討を行う。
- (3) 鳥獣被害防止対策の取り組み
- ・多面的機能支払交付金等を有効に活用した侵入防止柵の適切な管理や、獣害対策に関係する研修会への参加及び誘因物の除去等、野生鳥獣による被害を未然に防止する取り組みを地域ぐるみで行う。